

宣傳ビラ配布

藤永田の爲めに幾多回めて
 思つた西野同業組合が藤永田の
 動に及ぶ藤永田は同業組合の
 の色彩を漸次濃厚にして来たが果
 然八月早朝「藤永田の回忌」致ふ
 爲めに全市の労働者上同業組合を
 せよと五々三三刷し流した句
 を連ねた宣傳ビラを刷つた二十
 餘名の同盟員は
 西區區長町大阪製菓業株式會社
 同所住友製鋼所、同所住友電機製
 作工場、西區區長住友製鋼所、同
 區區長町株式會社、大阪製鋼所、北區
 區中之島大阪製菓株式會社、西區
 石田町相模製糖所、藤永田小野河
 造船所、木津川筋丹尾造船所
 各工場の前を、夜を視て七時前六
 時から九時四十分にかけて交代す
 る數十の職工に總計五萬枚のビラ
 を配布した。安山山道厚にある大
 阪製糖所、藤永田は西成線に依つ

表面は運動會

八日を夜五時から大阪府東區住
 吉公園陸手場にて大阪府東區組
 の運動會を開催し藤永田職工の分組
 西野同業組合の各團體も参加大
 大的に繁勢を呈するといふ、右は
 實績は藤永田の運動會もあるとい
 が源流な場所が挿入されれば、て
 前記場所を以て原外集合は禁じら
 れてある關係上運動會の名目を附
 したものだ

相澤造船所も

嘆願書を出して
 怠業状態に入る
 大阪府東區區長町相澤造船所職工
 三十三名は六日午前九時小寺杉井
 大野大町矢野佐乃松崎の七名
 を代表委員として會社側の三井事
 務主任に嘆願し
 國交交渉の交渉解雇手當支給

に解散を加へて同業組合の
 いふ名義で職工間に交付したが
 職工側は之に賛成に對して職
 職に入り労働者からも之れが
 に出かくることとなり、一方會社
 側でも工場側が憂鬱し形勢烈々
 險悪なる邊境に大阪府東區組は
 署長以下全員出勤禁止を加へて
 る

要求書保留

増田伸銅手議
 職工側中の大阪北區中之島野田
 伸銅所の職工は北區西野田五川町
 に假事務所を設け結束を固めて居
 るが會社側は朝報一部既報の如く
 一紙拒絶した要求書を入朝日に至
 つて保留する由を職工側に申入れ
 来る十日正午を期し何分の回答を
 與ふる事となつた

九日から三日間 職工には夫々書面で通知す

藤永田造船所の労働者側につき八
 日、藤永田より職工に對し再度の
 回答をしたが職工は之れに不
 足して三日間委員を選び更に交渉
 する事となつた事は、先刊所載の通
 りであるが、後藤永田側では回答
 案以上交渉し能はざる旨委員側
 通知した後、午後三時「御注意」で
 罷し振返へ
 諸君より度々の御申出に對し遺憾



を以て右通知状には、藤永田側
 及び回答の既報をした印刷物
 を添へてし回答書及び説明を廣
 で傳へたは十一日までに申出
 て貰ひたいと云ふ通書をした上
 左の宛封申込封を同封してある
 自分側期きに職工一同より提出し
 たる要求に對し大正十年六月八日
 旨旨日々々々々々

二名を選び藤永田は八月五日
 から職工に夫々書面を以て
 會に出給して職工の側を解
 告したが、その一人は、
 造船所側が臨時休業の請願となつ
 のに對して未だ通知に蒙らない
 から何と云ふ方法を執るか未定
 であるが、造船所側は右通知によ
 つて職工側の切迫した情状を憐

であることが見えて居る此の
 上は益々我々の團結を鞏固にして
 對抗する必要がある状態に於て
 を傳へて居る等は更に怪しからぬ
 願である云々

藤永田の職工 に同情の決議

神戸の労働者か
 ら府知事へ提出
 藤永田造船所は八月午後七時、川
 公團労働者側で藤永田の職工申立
 労働者の團體交渉は天下の大違
 たりとの意味の宣言を左の決
 議をした
 一、我等は大坂藤永田造船所職工に
 同情す
 二、大阪府警察が藤永田造船所
 の際に行つた行動を正義に背くも
 のを認む
 三、我等は同業組合を要求す
 同業組合を選び九月に前中に此決議
 文を大阪府知事及び藤永田造船所
 に提出することになつた

所は十分誠意を以て此回答を
 著せましたからさうが今日の運
 り就職して下さい、今の機有様
 では造船所が立行きでなから止む
 な律通商の方法を執るの外あり
 ません
 この指示に回答文を添へて本工
 場側の指示に附し出したが職
 工側の態度益々強硬として指示に
 は目も充れぬ有様なる爲め更に午
 後五時から藤永田側會を開いた結
 果、廿七日九時から三日間職
 業を怠すことになり、忘し今回の事件
 に關係ある本工場と敷設工場全部
 の職工に對して左の如き通知状